

質問第四五号

法改正を先送りしている法律に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年二月二十日

谷
博
之

参議院議長 江田 五月 殿

法改正を先送りしている法律に関する質問主意書

いわゆる「ねじれ国会」の事態を受けて、政府は国会での法律改正の審議を先送りしているのではないかという疑念があるので、以下、質問する。

一 二〇〇五年一月一日以降、二〇〇七年十二月三十一日までの間に公布又は施行された法律（改正法案も含む）について

この間に公布された法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の公布後一年を目途とした検討条項がありながら、その後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。また、この間に施行された法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の施行後一年を目途とした検討条項がありながら、その後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。

二 二〇〇四年一月一日以降、二〇〇七年十二月三十一日までの間に公布又は施行された法律（改正法案も含む）について

この間に公布された法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の公布後二年を目途とした検討条項がありながら、その後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。また、この間に施行された

法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の施行後二年を目途とした検討条項がありながら、その後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。

三 二〇〇三年一月一日以降、二〇〇六年十二月三十一日までの間に公布又は施行された法律（改正法案も含む）について

この間に公布された法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の公布後三年を目途とした検討条項がありながら、その後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。また、この間に施行された法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の施行後三年を目途とした検討条項がありながら、その後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。

四 二〇〇二年一月一日以降、二〇〇五年十二月三十一日までの間に公布又は施行された法律（改正法案も含む）について

この間に公布された法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の公布後四年を目途とした検討条項がありながら、その後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。また、この間に施行された法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の施行後四年を目途とした検討条項がありながら、そ

の後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。

五 二〇〇一年一月一日以降、二〇〇四年十二月三十一日までの間に公布又は施行された法律（改正法案も含む）について

この間に公布された法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の公布後五年を目途とした検討条項がありながら、その後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。また、この間に施行された法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の施行後五年を目途とした検討条項がありながら、その後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。

六 一九九九年一月一日以降、二〇〇二年十二月三十一日までの間に施行された法律（改正法案も含む）について

この間に施行された法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の施行後七年を目途とした検討条項がありながら、その後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。

七 一九九六年一月一日以降、一九九九年十二月三十一日までの間に公布又は施行された法律（改正法案も含む）について

この間に公布された法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の公布後十年を目途とした検討条項がありながら、その後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。また、この間に施行された法律のうち、その附則ないし附帯決議に、この法律の施行後十年を目途とした検討条項がありながら、その後一度も改正されていない法律名を全て示されたい。

八 法改正に対する政府の見解について

以上の質問によって明らかになった法律は、本来国会審議等で決まった適切な時期に検討し、見直すことを怠っているのではないか。複数ある場合はそれぞれの法律について、なぜ未だに改正案が示されていないのか、その理由を明らかにされたい。

右質問する。